

都市計画法第62条第1項の規定により，京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成21年12月18日付け京都府告示第638号）がありましたので，同法第66条の規定により，事業の施行について，次のとおり公告します。

平成22年1月15日

京都市長 門川 大作

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・5・138号 本町下高松通ほか2路線

3 事業施行期間

平成21年12月18日から平成27年3月31日まで

4 事業地

（1）収用の部分

京都市東山区本町二十丁目及び福稲下高松町並びに伏見区深草下高松町及び深草相深町地内

（2）使用の部分

なし

5 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

(建設局事業推進室)